

地上デジタル放送コンテンツ利用規制の日米比較（メモ）

鬼木 甫
大阪学院大学
2005年5月21日

I. 日本

A. 規制内容

すべてのコンテンツについて copy-once 制限
緊急時放送、公共目的放送を含む

B. 規制手段

放送事業者はすべてのコンテンツをスクランブル放送
B-CAS カードによりデスクランブルし、視聴可能となる

B-CAS カード：

放送番組のスクランブル手段

同時にコピーガード機能をはたす

コピーガード機能付の受信機にのみカードを賦与

発行：

(株)BCAS (BS Conditional Access Systems) による独占的発行
放送事業者等の共同出資により設立

C. 規制の法的根拠

1. 放送法関連

放送事業者によるガード実施を総務省が「黙認」

法条文根拠なし (?)

パブリック・コメント等のプロセスなしで進行・成立

2. 著作権法関係

放送コンテンツに著作権を認める

D. 問題点

1. 「公平」の視点から

放送事業者、番組制作者を強く保護

視聴者の利益は後まわし

放送事業者の持つ「電波使用权」とバランスがとれていない

2. 放送コンテンツの有効利用の視点から

著作権保護の必要性が薄いコンテンツの利用を阻害

例：「ニュース」を教材に使うことが不便・不可能

II. 米国

A. 規制内容

放送事業者が選択したコンテンツについて Copy-once 制限
公共目的放送・ニュースなどは非保護になる見込み

B. 規制手段

放送事業者は自己の選択により放送コンテンツにマーク (broadcast flag) を付ける
(地上放送事業者はデジタル放送用電波をオークションなしで割当てられている
が、これは「無料放送」であることが条件。有料放送の際には、オークション
価格に相当する電波使用料を支払わなければならない。したがって、スクラン
ブル放送は問題にならない。)

FCC が受信機供給を規制

flag 付コンテンツについてコピー・ガード機能付を持つ受信機のみ販売を許可
(2005 年 7 月より)

コピー・ガード方式は FCC が認証

複数種類の技術間競争

C. 規制の法的根拠

1. 通信法・FCC 関連

a. FCC の規則制定

通常の公開されたプロセスとして進行
(結果：2002 年、17FCCR16027、16028 他)

b. broadcast flag 規制について司法係争中

図書館団体、教育団体などが同規制に反対

DC 控訴裁判所が上記規制を違法と判決 (2005 年 5 月 6 日、US Appeals
04-1037)

理由：FCC の規制権限は「受信後のコンテンツ」に及ばない。

この結果、現状は無規制状態、2005 年 7 月以降もこれが続く見込

2. 著作権法関連

放送コンテンツに著作権を認めて保護

D. 問題点

放送コンテンツが著作権法の保護だけで流通

(音楽コンテンツの現状と類似)

デジタル放送の普及が遅れる (?)